# 電力・ガスの制度改革の概要

### 都市ガス・電力供給の仕組み

【都市ガス】・海外から原料であるLNG(液化天然ガス)を輸入し、国内のLNG基地で都市ガスを製造した後、 ガス導管網を通して消費者に供給。

・LNG基地の無い供給区域では、天然ガスパイプラインによるガスの調達又はローリーによるLNGの調達。

【雷力】 ・水力(ダム貯留水等)、火力(LNG、石油、石炭)、原子力、太陽光等の発電所で発電した後、 送・配電網を通して消費者に供給。

#### 製造部門(作る) 導管部門(送る) 小売部門(売る) [海外] 輸入したLNGをLNG基地 LNG基地等から消費者ま 消費者との小売契約のほか、 ガ で気化・熱量調整等を行い、 でつながる導管等を管理し、 小売に必要なガスを製造部 ス事業 LNG 都市ガスを製造 安定供給を維持 門から調達 近傍にLNG基地及び天然ガスパイプラインがないため、遠隔地の基地からLNGをローリーで陸送し、 金沢市 LNGサテライトで気化・熱量調整等を行い都市ガスを製造(作る・送る・売るのすべてを実施) 発電部門(作る) 送配電部門(送る) 小売部門(売る) 石油 水力、火力、原子力、太 発電所から消費者までつな 消費者との小売契約のほか、 電 陽光、風力、地熱等を利 小売に必要な電力を発電 がる送・配電線等を管理し、 気事業 用し発電 安定供給を維持 部門から調達

金沢市

石炭

水力発電のみ実施(売るのみ実施) 長期契約に基づき北陸電力に卸供給

### LNG基地及び天然ガスパイプラインの状況

- LNG基地は、大都市近隣の港湾等に整備。
- 天然ガスパイプラインは普及途上。
- 北陸電力㈱ 富山新港LNG基地 平成30年度完成。
- 国際石油開発帝石(株) 糸魚川市〜富山市間パイプライン 平成28年度完成。

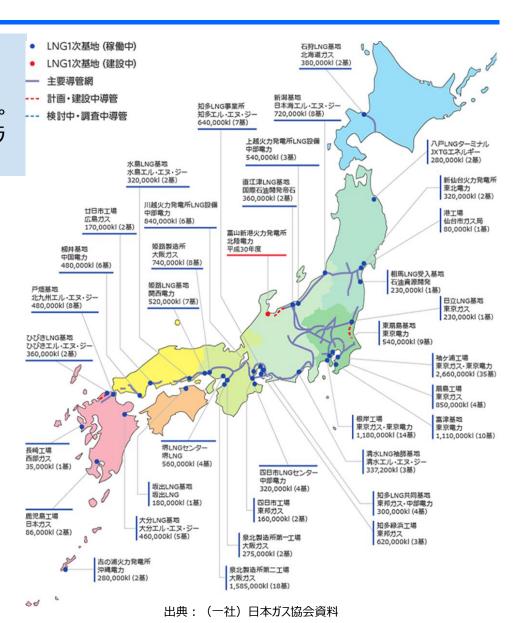
#### LNG基地保有者(2018年6月)

保有者	ガス	電力	ガ/電 共有	その他	計
基地数	14	9	6	7	36

#### LNG輸入量構成比(2017年)

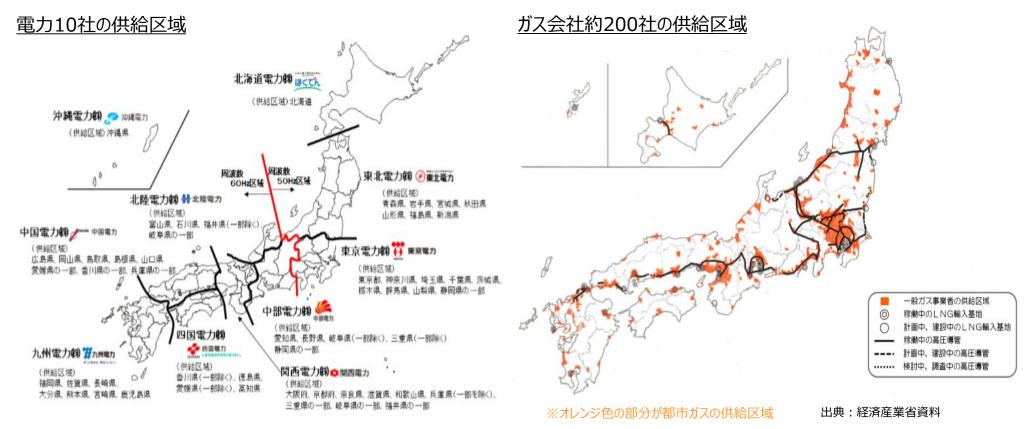
輸入事業者	構成比
① JERA(東電FP·中部電力)	42%
② 東京ガス	17%
③ 大阪ガス	11%
④ 関西電力	10%
⑤ 東北電力	5%
⑥ 九州電力	5%
⑦ 東邦ガス	4%

出所:資源エネルギー庁



### 全面自由化前の電力・ガス制度の大枠

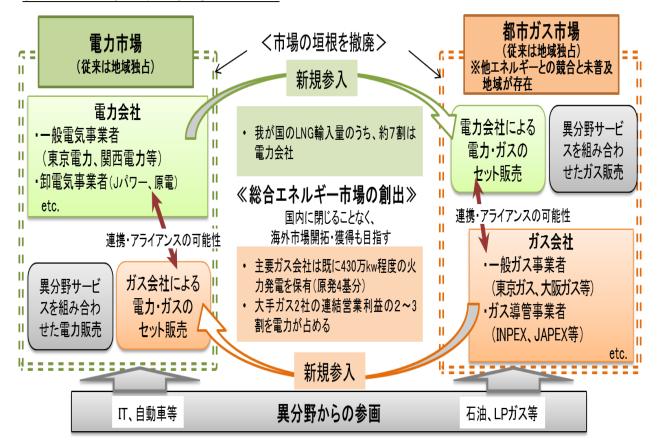
- 戦後復興期以降、電力・ガスは、それぞれの事業ごとに、国が地域ごとに許可した単一の企業が、作る・送る・売るを一貫して行う体制がとられてきた。 【電力・ガスが分割された縦割型産業構造、地域独占】
- 料金は、国の認可制であり、総括原価方式※により算定されてきた。 【認可料金制】
  - ※総括原価方式=営業費(原料費、減価償却費、人件費等)+事業報酬(設備投資等の資金調達コスト)-控除収益(料金外収益)
- 作る・送る・売るの一貫体制は、戦後復興期や高度経済成長期において、電力・ガスの安定供給確保に大きく 役立ってきた。



### 小売全面自由化の概要

• 企業の事業機会拡大とそれによる消費者利益の拡大を目標に、平成28年に電力小売の、平成29年にガス小売の全面自由化が実施され、電力・ガスを合わせた総合的なエネルギー市場が創出された。

#### 総合的なエネルギー市場のイメージ



出典:資源エネルギー庁資料

#### 小売全面自由化の意義

- ① 縦割型から総合型への産業構造の 転換(電力市場と都市ガス市場の 融合)
- ② 小売部門の地域独占撤廃(電力会社、ガス会社の相互参入や異業種からの新規参入も可能に)
- ③ 小売料金に対する国規制撤廃(自由な料金設定が可能に)



#### 【事業者のメリット】

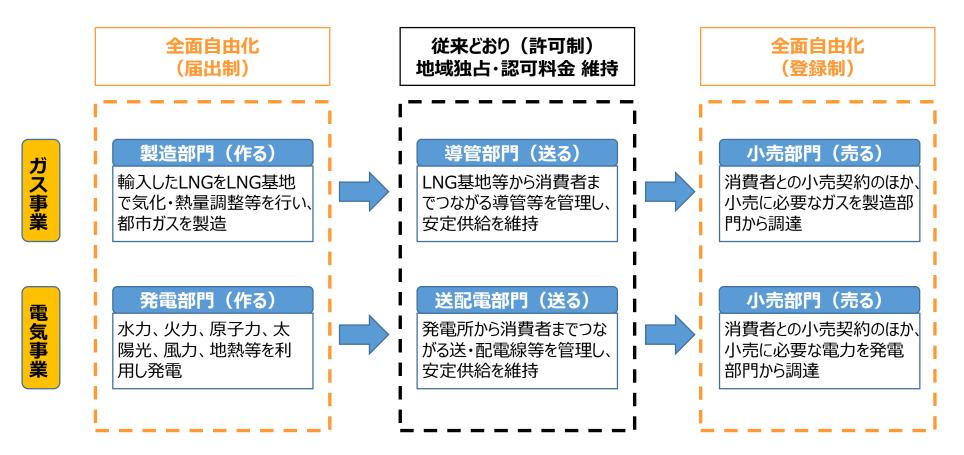
- 市場の拡大
- 自由な料金設定による競争力強化
- •新たなサービスの開発・提供も可能に

#### 【消費者のメリット】

- •競争による料金の低廉化
- 自身のニーズに合った事業者、料金、 サービスの選択が可能に

### 今回の全面自由化の範囲

- 今回、全面自由化されたのは、小売部門(売る)と製造・発電部門(作る)。
- 導管・送配電部門(送る)は、地域独占が維持され、託送料金(導管・送配電線の使用料)も認可料金制となっているが、託送料金を支払えば、誰でも自由かつ公平・平等に利用可能。



※国審査条件の厳しさ「許可制」>「登録制」>「届出制」

### 電力・ガス小売全面自由化による業界の動向① ~料金やサービスの多様化~

- 電力・ガスの小売全面自由化を契機に、料金水準やサービスを競う時代に突入。
- 他エネルギーとの競合等を踏まえ、料金メニューやサービスが多様化。

#### 新たな料金メニュー

一般家庭の需要家などに新たに提供される料金メ

ニュー

(例)

〈室蘭ガス〉 家庭用ガス付帯割引契約「キッズ割」

家庭用として小売供給約款または選択約款を利用しており、同一需要場所で扶養する未就学児が同居している場合、ガス料金から2%割引

### ポイントサービス

月々の都市ガスの料金などに応じてポイントが貯まり、 貯まったポイントで商品や電子マネー等へ交換できる サービス

(例)

<四国ガス> ポイントサービス「ガポタ」

ガス料金100円につき1ポイントが付与され、電子マネー等と交換可

#### セット割引

都市ガスを電気、通信サービスなどとセットで割引価格 により提供するメニュー

(例)

く日本ガス(鹿児島)> 日本ガスグループトリプル割

日本ガスグループのガス・電気・インターネット (光回線・プロバイダ) の3つの契約により、インターネットの利用料金が割引

#### 見守りサービス

都市ガスの使用状況を離れた家族にメールで通知したり、異変を感知した際に関係機関に連絡するサービス (例)

く仙台市ガス局> 安心・安全見守り活動

検針時、ガス使用量が極端に少ない、郵便物が溜まっている等の異変があった場合、関係機関に連絡

#### 駆けつけサービス

水回りや鍵、窓ガラスのトラブルなど、緊急時に対応し てもらえるサービス

(例

<上野都市ガス> 駆けつけサービス

水廻りや鍵、窓ガラス、電気設備のトラブル時に駆けつけるサービス

#### 見える化サービス

WEBで都市ガスや電気の使用量や料金の確認が需要家自らできるサービス

(例)

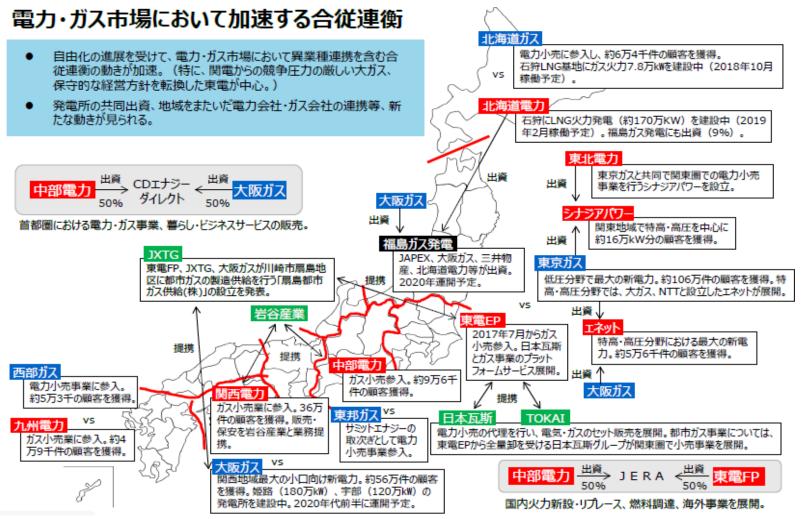
<北海道ガス> TagTag

電気・ガスの使用量・料金の照会や省エネに役立つ情報が掲載(会員制Webサイト)

出典:資源エネルギー庁資料

### 電力・ガス小売全面自由化による業界の動向② ~新規参入と企業間連携~

- 大手電力・ガスの相互参入、石油元売り等の新規参入、同業他社の営業エリアへの新規参入が発生。
- 電力とLPG、電力とガス等の企業間連携も増加。



出典:内閣府 公共料金等専門調査会資料

## 事業主体の状況

- ガス事業、発電事業とも、民間事業者が主体。
- ガス事業は、民間大手3社が需要の7割を占めている。

(各構成比は、全体に占める割合)

出所: 日本ガス協会 ガス事業便覧 2017年版

#### ガス事業

発電事業

	全体	民営	大手3社	その他民営	公営
事業者数 ※	203	177 (87.2%)	3 (1.5%)	174 (85.7%)	26 (12.8%)
メーター取付数(千個)	30,246	29,391 (97.2%)	21,110 (69.8%)	8,281 (27.4%)	855 (2.8%)
販売量(百万MJ)	1,578,184	1,543,735 (97.8%)	1,128,276 (71.5%)	415,459 (26.3%)	34,449 (2.2%)

※旧一般ガス事業者数(2017年3月末)

#### \_\_\_\_

	全体	水力発電	民営水力	公営水力
事業者数	571	59 (10.3%)	34 (5.9%)	25 (4.4%)
最大出力(千kW)	272,823	49,561 (18.1%)	47,248 (17.3%)	2,313 (0.8%)
発電量(百万kWh)	1,038,504	90,209 (8.7%)	82,600 (8.0%)	7,609 (0.7%)

出所: 資源エネルギー庁 2017年度電力調査統計

### 公営事業者の状況

- 公営ガス事業者 昭和50年代には75事業あったが、民間譲渡等により、現在は本市を含め22事業まで減少。
- 公営電気事業者(地方公営企業法適用水力発電実施事業者)平成7年電気事業法改正時には34事業あったが、民間譲渡により、現在は本市を含め25事業まで減少。

#### 公営ガスの近年の民間譲渡事例

民間譲渡等 実施済み	群馬県富岡市(H29年4月) 新潟県柏崎市(H30年4月) 滋賀県大津市(H31年4月)※ 群馬県下仁田町(H31年4月)
民間譲渡 予定	福井県福井市(R2年4月) 秋田県にかほ市(R2年4月) 新潟県見附市(R2年4月)

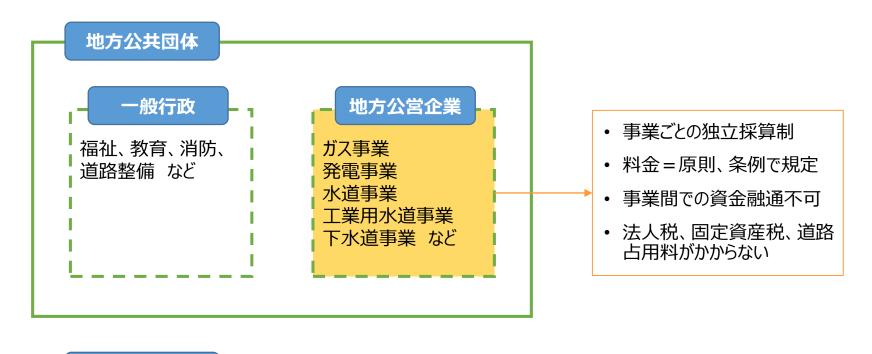
※大津市:小売部門を官民出資の株式会社にコンセッション (施設所有権を大津市に残し、運営権を設定)

#### 公営電気の近年の民間譲渡事例

	石川県(H22年4月)
民間譲渡	福井県(H22年4月)
実施済み	兵庫県(H22年4月)
	三重県(H25年4月~H27年4月)

### 地方公営企業について

- 「地方公営企業」とは、公共の福祉の増進を図るため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づき、 上下水道や交通など住民生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する地方公共団体が経営する企業。
- 事業ごとに特別会計を設置し、独立採算を原則とした、自立的な事業活動を行う。
- 提供するサービスの対価である「料金」は、原則、条例により定められる。
- 本市企業局では、ガス事業、水道事業、発電事業、工業用水道事業及び下水道事業を実施している。



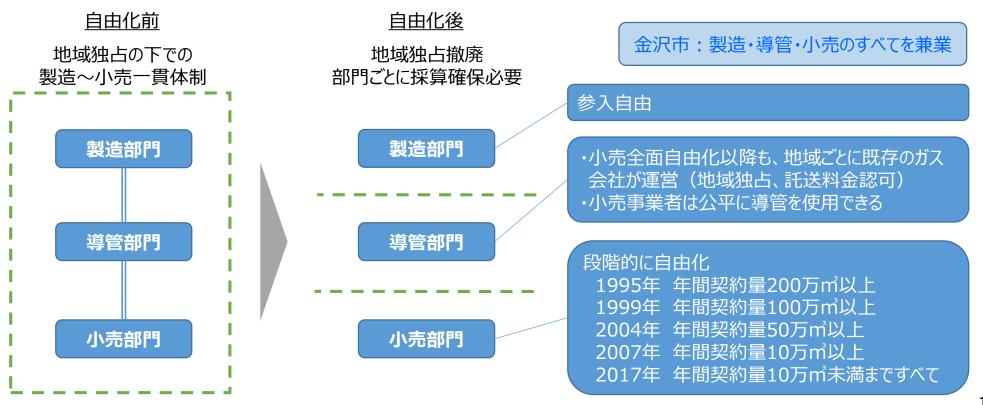
第三セクター等

### 【補足】都市ガスの制度改革の内容

- 平成7(1995)年から段階的に自由化が推進され、平成29(2017)年に小売部門が全面自由化。
  - ※小売自由化の意義

1社による地域独占を見直し、既存ガス会社以外の企業も自由に参入が可能になった。 国の料金規制もなくなり、各企業の判断で自由な料金設定やセット販売等も可能になった。

- 小売の競争基盤となる導管部門は、引き続き既存のガス会社が担い、導管使用料にあたる託送料金にも、引き続き国の規制が課せられる。
- 市場整備のため、全国大での天然ガスパイプライン整備によるガスの広域融通も目指されている。



### 【補足】電力の制度改革の内容

- 平成7(1995)年から段階的に自由化が進み、平成28(2016)年に小売と発電が全面自由化。
  - ※小売の自由化の意義ガス事業に同じ。
  - ※発電の自由化の意義 平成7年から参入は自由化されていたが、今回、国への卸供給料金等の届出も不要となった。
- 小売の競争基盤となる送配電部門は、引き続き既存の電力10社が担い、送配電線使用料にあたる託送料金にも、引き続き国の規制が課せられる。

